

第 2 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成26年4月25日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成26年4月25日(金曜日)

午後1時59分開議

午後4時23分閉会

本日の会議に付した事件

平成26年度主要事業等説明

報告事項

- ① 平成25年度大雪被害に係る農業用ハウス等の再建・修繕への支援について
- ② 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況等について
- ③ 豚流行性下痢（PED）の発生状況及び防疫対策について

出席委員(8人)

- 委員長 瀧上陽一
- 副委員長 九谷高弘
- 委員 村上寅美
- 委員 早川英明
- 委員 岩中伸司
- 委員 堤泰宏
- 委員 井手順雄
- 委員 浦田祐三子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

- 部長 梅本茂
- 政策審議監 濱田義之
- 経営局長 山口達人
- 生産局長 山中典和
- 農村振興局長 小柳倫太郎
- 森林局長 岡部清志
- 水産局長 平岡政宏
- 首席審議員兼

農林水産政策課長 田中純二

団体支援課長 山口洋一

農地・農業振興課長 本田充郎

農地・農業振興課政策監 川口卓也

担い手・企業参入支援課長 國武慎一郎

流通企画課長 西山英樹

むらづくり課長 潮崎昭二

農業技術課長 園田誠

農産課長 下舞睦哉

園芸課長 古場潤一

畜産課長 矢野利彦

首席審議員兼農村計画課長 荻野憲一

農地整備課長 池田雄一

技術管理課長 原俊彦

首席審議員兼森林整備課長 長崎屋圭太

林業振興課長 江上憲二

森林保全課長 塩木康博

水産振興課長 平山泉

漁港漁場整備課長 原田高臣

農業研究センター所長 野口法子

事務局職員出席者

議事課主幹 黒岩雅樹

政務調査課主幹 福田聖哉

午後1時59分開議

○瀧上陽一委員長 それでは、ただいまから第2回農林水産常任委員会を開会します。

まず、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

第1回農林水産常任委員会で、委員長に選任いただきました瀧上陽一でございます。今後1年間、九谷副委員長とともに、誠心誠意、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、各委員の皆様方におかれましては、4月15日でありました高病原性鳥インフルエンザの調査視察におきましては、緊急な中にもかかわりませず、多くの皆様方に御参加をいただきましてまことにありがとうございました。どうか今後とも御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、農林水産部長を初めとする執行部の皆さん方におかれましても、大変厳しい作業の連日であったというふうに思っております。今のところ災害が拡大していないということであります。皆さん方初め関係者の皆様方に、心から感謝と御礼を申し上げます。どうか今後とも、執行部の皆様方におかれましては、協力をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶にかえさせていただきます。

続いて、九谷副委員長から挨拶をお願いいたします。

○九谷高弘副委員長 第1回農林水産常任委員会で、副委員長に選任いただきました九谷高弘でございます。

執行部の皆様におかれましては、先ほど委員長の挨拶にありましたとおり、鳥インフルエンザの対応、初動の早さによりまして、ひとまず封じ込めに成功したということで、心から感謝を申し上げる次第でございます。

私としましては、今後1年間淵上陽一委員長を補佐し、一生懸命円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員各位、また執行部の皆様方の御協力を、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶といたします。よろしくお願い致します。

○淵上陽一委員長 本日は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、幹部職員のご自己紹介をお願いいたします。

課長以上については自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております幹部職員名簿により、紹介にかえさせていただきます。

それでは、梅本農林水産部長から順次お願いいたします。

（農林水産部長、農業研究センター所長～漁港漁場整備課長の順に自己紹介）

○淵上陽一委員長 1年間このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願い致します。

それでは、平成26年度主要事業説明に入ります。

執行部から資料に従い説明をお願いいたしますが、説明は効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いいたします。

それでは、梅本農林水産部長から総括説明を行い、続いて各課長から順次説明をお願いいたします。

○梅本農林水産部長 淵上委員長、九谷副委員長を初め委員の皆様方には、この1年間大変お世話になります。改めて、よろしくお願い申し上げます。

まず、高病原性鳥インフルエンザにつきましては、4月13日の疑似患畜確認を受け、直ちに知事を本部長とする対策本部を立ち上げ、移動・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置などの防疫措置に着手いたしました。

初動の段階から、市町村、農業団体、建設業協会、国の九州農政局や九州地方整備局のほか多くの機関に御協力をいただき、また、自衛隊から部隊の派遣を得て、疑似患畜確認後72時間の期限内には、殺処分、埋却、汚染物質の処分、農場の消毒など一連の防疫措置を完了することができました。

当常任委員会には、4月15日には現地に入らせていただきまして、防疫措置の状況の調査や留意点についての御指摘をいただきまし

た。この場をおかりしまして心から感謝を申し上げます。

これらの緊急防疫対策を実施するため、4月13日付で2億円余の補正予算を専決処分させていただいております。今後は、養鶏農家等への支援についてもしっかりと対応してまいります。

現時点では、新たな発生はなく、ウイルスの封じ込めは順調と考えていますが、油断することなく、引き続き監視体制、消毒ポイントを継続し、万全の体制で臨んでまいります。詳細につきましては、後ほど担当課長から報告させます。

次に、本年2月に発生しました阿蘇地域を中心とした大雪被害につきましては、去る2月議会で御承認いただきました補正予算等により、市町村と連携しながら復旧を着実に進めてまいります。詳細につきましては後ほど担当課長から御報告させます。

次に、本日の議題であります平成26年度農林水産部主要事業及び新規事業について、御説明申し上げます。

26年度当初予算でございますが、一般会計642億8,000万円余、特別会計6億9,000万円余、総額649億7,000万円余となっております。

本県の農業・林業・水産業の可能性を最大限に発揮させるため、国の緊急経済対策も十分に活用しながら、稼げる農林水産業の実現のための施策をさらに前進・加速化させてまいります。あわせて、持続可能で元気な農山漁村を築くため、多面的資源を生かした施策を、車の両輪として取り組んでまいります。

まず、農業関係では、新たな品種・技術の開発、これらの普及・定着により、コスト削減と農業所得の最大化を図るとともに、優良乳用牛の導入支援、圃場整備や農業水利施設の長寿命化対策などの生産基盤の整備に取り組めます。

また、新たに設置した農地中間管理機構に

よりまして、農地集積推進体制の強化を図るとともに、特に重点地区において取り組みを加速化させてまいります。

さらに、青年就農給付金制度を活用しながら、くまもと農業アカデミーなどにより、分厚い担い手層の育成に取り組めます。

次に、林業関係でございますが、育てる林業から利用する林業へ向けて、公共建築物・住宅の木造化・木質化の推進により、新たな需要の開拓を進めます。また、森林経営計画の作成促進や施業の集約化など、低コストで木材が安定供給できる体制を整備してまいります。

水産業関係でございますが、豊かな海づくり大会を契機として、本県の特徴ある水産業の活性化を図るため、水産資源の回復や漁家所得の向上等のための取り組みを推進するとともに、3つの海域ごとに水産振興ビジョンを策定してまいります。

また、本県水産業の柱であります養殖業については、セーフティネットへの加入促進やクマモト・オイスターの量産技術の確立を図ります。

これらの分野ごとの取り組みに加え、横断的な取り組みとして、安全、安心な本県農林水産物を展開するため、「くまもとの赤」ブランドの価値と魅力を国内外に発信してまいります。

また、くまもと地産地消推進県民条例の理念に沿って、県民一体となって地産地消を促進します。

さらには、成長著しいアジア・ASEANをターゲットとして、シンガポールのアジア事務所を拠点として、販路の開拓を進めてまいります。

加えまして、付加価値を飛躍的に高める6次産業化の促進や企業参入の推進、県南地域でのフードバレー構想の実現や、ICTを活用した未来型の農林水産業にも取り組めます。

一方、農山漁村集落の持つ多面的機能を十分に発揮する取り組みを推進してまいります。具体的には、小ロットの農林水産物やジビエなどの地域資源を活用して、地域住民の所得向上を図ります。

また、里モンプロジェクトを通じて、住民が主体的に地域集落のコミュニティーの維持・再生を図る各地の取り組みを支援してまいります。

さらには、木質バイオマスや農業用水を利用した小水力発電など、農山漁村における新エネルギー導入を推進し、持続可能な再生エネルギーの地産地消を加速化してまいります。

施策や事業の詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明させます。

最後に、その他報告事項といたしまして3件を予定しております。詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

説明資料に基づきまして、御説明させていただきます。

めくっていただきまして、1ページでございます。

農林水産部の機構図でございます。本庁は5局18課の体制となっております。

2ページをお願いいたします。

各課の担当事務の概略を示しております。

3ページをお願いいたします。

平成26年度当初予算の総括表でございます。本年度予算額(A)のところ、一番下の欄で、農林水産部関係の予算は総額で649億円余となっております。

4ページをお願いいたします。

平成26年度予算の主要な施策でございます。これにつきましては、このページから13ページまでございます。

1のところ、平成26年度の施策の方向性ということで、今部長の挨拶にもありましたとおり、一番上の段落、「稼げる農林水産業」の実現ということと、その下の段になりますけど、「農山漁村の多面性の更なる発揮を両輪」として、施策を進めてまいるということでございます。

個別の説明は省略させていただきます。

飛びまして、14ページをお願いいたします。平成26年度主要事業及び新規事業でございます。

14ページ、フードバレーアグリビジネスセンター整備事業でございます。県南フードバレー構想に掲げる食関連の試験研究機能強化を図るための施設整備、開設準備に取り組んでまいります。

15ページをお願いいたします。これ以降は、農林水産政策課が所管しています各研究機関の予算でございます。

15ページにつきましては、農業研究センターの試験研究費でございます。農業技術開発の拠点として、稼げる農業の実現に向け、くまもと農業を拓く研究開発事業、安全な農産物の生産技術高度化事業に取り組むものでございます。

16ページをお願いいたします。

林業研究指導所の試験研究費でございます。森林の造成・優良苗木の開発・品種管理に関する研究に加え、県産材の需要拡大に向けた木材の加工利用、特用林産物の生産向上に関する技術開発等に取り組むものでございます。

17ページをお願いいたします。

水産研究センターの試験研究費でございます。クマモト・オイスターの優良系統選抜育種試験に取り組むとともに、有明海・八代海の海域環境調査、赤潮被害低減に向けた研究等に取り組むものでございます。

18ページをお願いいたします。

上段でございます。二枚貝(クマモト・オ

イスター)優良系統育種施設整備事業でございます。クマモト・オイスターの量産化に向け優良な親貝の育成や種苗の生産等に用いる施設の整備に取り組みます。

下段でございます。水産研究センター施設保全事業でございます。研究環境を確保するため、施設保全計画に基づき、飼育実験棟の屋根の改修に取り組むものでございます。

農林水産政策課は以上でございます。

○山口団体支援課長 団体支援課でございます。

19ページをお願いします。

農業協同組合合併支援事業につきましては新規事業でございます。これは、農林水産団体の組織や経営基盤の強化を図るため、農協のほか森林組合、漁協、それぞれにつきまして合併支援のための予算をお願いしております。JA系統が目標としております県下11JA構想の実現に向けまして、残る玉名、天草地区の合併を支援してまいります。

20ページをお願いいたします。

森林組合合併支援事業でございます。球磨地域内の3組合の合併を支援するため、合併推進協議会への助成や施設整備等に要する経費の一部を助成するものでございます。

21ページをお願いいたします。

漁協経営強化対策事業でございます。この事業は、漁協の経営基盤と運営力を強化することによりまして、県内水産業の振興を図ることを目的としたものでございます。

2の事業内容の(2)の③合併漁協支援事業につきましては新規事業でございます。ことし4月1日に、旧田浦漁協と芦北漁協が合併しまして、新たに発足した芦北町漁協が行います施設整備等に必要経費の一部を助成するものでございます。

22ページをお願いいたします。

資源管理・漁場改善円滑化支援事業につきましても新規事業でございます。この事業

は、資源管理計画や漁場改善計画に参加されます漁業者が、漁船等の整備をするために借り入れる金利が無利子となるように、利子助成を行うものでございます。

23ページをお願いいたします。

農林水産業制度資金でございます。制度資金につきましては、農林水産業者等の設備投資や経営改善を図るために必要な資金需要にこたえるため、長期かつ低利な資金を融通するもので、次の24ページから25ページに主な制度資金一覧を掲げております。

団体支援課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○本田農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

26ページをお願いします。

まず、農地集積加速化事業でございます。この事業は、農家の高齢化に伴って発生する遊休農地を、担い手へ集積する事業でございます。中間管理機構、市町村、JA等と連携して集落の話し合いを進め、地域営農の未来設計図であります人・農地プランをしっかりと作り、集落や農地の出し手に交付金や協力金を交付して、農地の集積を促進するものでございます。

27ページをお願いいたします。

農地中間管理機構事業でございます。熊本県はことし3月に、県農業公社を農地中間管理機構に指定しておりますが、この事業は、その中間管理機構の活動費を助成する新規事業でございます。中身は、借入賃料、農地の管理費、市町村、農業委員会、JAなどへの業務委託費や機構本体の人件費等でございます。

28ページをお願いします。

農業委員会等振興助成費でございます。この事業は、市町村農業委員会や県農業会議の運営費を助成するものでございます。通常の活動費の補助に加え、本年度は、新設されま

した農地中間管理機構の活動を支援する機構集積支援事業や農地基本台帳の電子化等の事業を新規に行います。

29ページをお願いいたします。

施設園芸集積総合支援事業でございます。この事業は、空きハウスの集積事業でございます。今年度から県の単県事業として、施設園芸産地における農地集積をモデル的に進めるために、県内2地区において空きハウスの調査を行い、集積が合意されたハウスについては、その移転費用や補修費用の一部を助成するものでございます。

以上が農地・農業振興課でございます。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

資料は30ページをお願いいたします。

担い手育成緊急支援事業でございます。本事業は、認定農業者や地域営農組織を中心とする本県農業の担い手を確保し、その経営を支援していこうというものでございまして、担い手育成総合支援協議会などとともに、認定農業者の経営改善や地域営農組織の経営力強化などに取り組んでまいります。

31ページをお願いいたします。

地域を引っ張るリーダー育成事業でございます。本事業は、地域を引っ張るリーダーを育成し、農地集積の受け皿となる地域営農組織の設立を推進していこうというものでございまして、集落のリーダーの候補の方々を対象とした講座の開催などを行ってまいります。

32ページをお願いいたします。

今年度の新規事業であります地域営農組織法人化推進事業でございます。本事業は、地域営農組織の法人化と経営の早期安定化を推進するものでございまして、事業内容は、法人化に当たって必要となる定款作成や、法人化に伴う掛かり増し経費である経営診断といった経費などに対する助成を行うものでござ

います。

33ページをお願いいたします。

青年就農給付金事業でございます。本事業は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るものでございまして、就農前及び就農後の最長7年間につきまして、要件を満たした新規就農者またはその予定者に対しまして、給付金を支給するものであります。

34ページをお願いいたします。

がんばる農業人集結育成事業でございます。本事業は、就農相談から定着まで、各段階に応じた切れ目のないサポート体制を構築するとともに、就農希望者に対して情報を発信していこうというものでございます。就農相談のほか、県の農業公社が担っております就農支援センターへの就農相談会の設置などを行ってまいります。

35ページをお願いいたします。

地域で育てる新農業人育成総合推進事業でございます。本事業は、地域主体で新規就農者を育成する仕組みを構築するとともに、多様な研修ニーズに対応できる研修体制の整備を支援するものでございまして、事業内容は、JAなどの研修機関が実施する研修に対する助成などでございます。

36ページをお願いいたします。

くまもと農業経営塾でございます。本事業は、農業経営に関する講座を開催し、将来の本県農業を担うリーダーを育成するものでございます。

37ページをお願いいたします。

くまもと農業アカデミーでございます。本事業は、さまざまな関係機関が連携しまして、農業技術等に関する講座を開催し、農業者の能力向上を支援するものでございます。

38ページをお願いいたします。

農業参入企業支援強化事業でございます。本事業は、農業参入の意欲を持つ企業等に対しまして、総合的な支援を行うものでございます。相談窓口の設置や情報発信、参入時の

初期投資への助成などに取り組んでまいります。

39ページをお願いいたします。

アグリビジネス創出支援事業でございます。本事業は、アグリビジネスの展開を推進していこうというものでございまして、企業と農業者等との新たな連携を創出する場づくりのほか、最先端技術を取り入れた経営モデルの実証や、県産農産物を活用した商品開発に対する助成などを行ってまいります。

40ページをお願いいたします。

6次産業化推進・加工施設整備支援事業でございます。本事業は、県産農林水産物の需要拡大とさらなる高付加価値化を図るものでございまして、農業参入企業や契約栽培を行う企業などの加工施設等の整備を支援してまいります。

41ページをお願いいたします。

地域・企業一体型産地化推進事業でございます。本事業は、農業者と行政機関等が、企業との連携により、一体となって新規農産物の産地化を進めていこうというものでございます。事業内容は、新規農産物の栽培試験などのほか、協議会等が行う当該農産物に係る共同作業等に対する助成などを行ってまいります。

42ページをお願いいたします。

経営体育成支援事業でございます。本事業は、人・農地プランに位置づけられた中心経営体等を育成するものでございまして、事業内容は、中心経営体等の農業経営の改善に必要な農業用機械等の整備に対する助成でございます。

担い手・企業参入支援課からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○西山流通企画課長 流通企画課でございます。

流通企画課の事業につきましては、稼げる農業の――農林水産業の実現に向けまして、

県産農林水産物の認知度向上や海外輸出、販路拡大、地産地消や6次産業化の推進等を進めております。

資料43ページをごらんいただきます。

くまもとの宝トップセールス事業は、知事が、国内、海外での熊本フェアや商談会等を開催し、セールスプロモーションをする事業でございます。

44ページをお願いいたします。

くまもと赤のブランド推進事業では、本県産農林水産物の認知度向上を図るため、くまもとの赤のブランドを全国に発信をしております。

45ページをお願いいたします。

くまもと農林水産物等ブランド売り込み事業は、農業団体等県によって組織いたします協議会が、量販店と連携をいたしまして、大消費地での販路拡大を推進する事業でございます。

それから、46ページをお願いいたします。

多彩で特徴あるくまもとの農林水産物販売拡大事業は、中山間地域の個性ある魅力的な農産物や伝統野菜等の振興につながるよう、小ロットの新たな販路拡大を図るため、低コストの流通ルートを構築する事業でございます。

47ページをお願いいたします。

くまもとのファン拡大活動支援事業では、口コミによる熊本の売り込みを行うサポーターの増加を推進し、本県食材を使ったメニュー提案などを行うくまもと大使の活動を推進します。

48ページをお願いいたします。

新規事業でございます。第10次県卸売市場整備計画調査事業でございますが、平成28年度からの県整備計画を作成いたしますために、消費や流通の動向、県内卸売市場の状況等を把握するための調査事業でございます。

49ページでございます。

県産農林水産物輸出促進チャレンジ支援事



業は、輸出に取り組むJA、法人、生産者等の団体に構成するくまもとうまかもん輸出支援協議会と連携をいたしまして、輸出アドバイザーの派遣だとか、商談機会の提供、輸出を支援する人材の育成を推進いたします。

続きまして、50ページのほうをお願いいたします。

アジアマーケット販路拡大加速化事業は、青果物の生食提案や船便輸送での鮮度保持技術の活用等により、既存の輸出国への販路拡大を図るとともに、イスラム圏を含む新規国へのマーケット開拓を推進いたします。

51ページをお願いいたします。

アジアマーケット開発支援拠点設置事業は、シンガポールに農林水産物の輸出を促進する拠点を設置するため、職員の派遣とその活動を行う経費でございます。

52ページをお願いいたします。

くまもとの6次産業化総合対策事業でございます。くまもと「食」のアドバイザーに就任をいただいております東京農業大学名誉教授の小泉武夫氏の活動によりまして、加工品の開発や磨き上げを行いますとともに、国・県の補助事業によりまして、野菜の1次加工等農林水産物の加工施設の整備を推進いたします。

53ページをお願いいたします。

県産農林水産物を使った「おやつ」プロジェクト推進事業では、子供の栄養面を考え、県産食材を活用したおやつを消費を推進し、地産地消への理解・関心を深めます。

54ページでございます。

くまもと地産地消活動支援等事業は、くまもと地産地消推進県民条例の理念に従い、地産地消の機運醸成、県産品の利活用を促進する事業でございます。

以上で流通企画課の説明を終わります。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課でございます。

新規事業や重点事業に絞って説明をいたします。

まず、55ページをお願いいたします。

世界農業遺産推進事業です。世界農業遺産に認定されました阿蘇地域において、農産物の付加価値の向上や観光客の増加など、認定効果を最大限に発揮させるため、事業内容にあるように、阿蘇地域世界農業遺産推進協会の活動支援や首都圏でのPRなどに取り組みます。

次に、56ページです。

くまもと里モンプロジェクト推進事業です。農山漁村を元気にするため、美しい景観、文化・コミュニティ、内発的な産業の創造といった観点から、農業者や住民主体の幅広い取り組みを支援いたします。昨年度は、半年間で89件の活動を支援いたしましたけれども、事業内容の(3)にありますように、本年度は200件程度の支援を目指してまいります。

次に、57ページでございます。

新規の多面的機能支払事業です。農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、事業名欄の共同活動の例にありますように、のり面の草刈りや水路の泥上げ、水路・農道・ため池などの補修・更新などの共同活動に対しまして交付金を交付します。

交付単価は、下の表のとおりでございますが、米政策の見直しによる所得の減少を村落レベルで補うためにも、取り組み面積9万7,000ヘクタール、交付金額にしまして総額45億円を目標に推進してまいります。

次に、58ページでございます。

中山間地域等直接支払事業です。中山間地域において、生産条件が不利な傾斜のある農用地を対象に交付金を交付し、農業生産活動の維持を図ります。

また、来年度からは、法律に基づく次期対策に移行する予定であることから、これを機に、地域の実態に合った対象地域の設定など

について、国に要望してまいります。

59ページは省略いたします。

次に、60ページをお願いします。

鳥獣被害防止に関する事業です。イノシシなど鳥獣による農作物被害額は減少傾向にあるものの、平成24年度で5億2,000万円と、中山間地を中心に依然として高い水準にあります。そこで、事業内容にありますように、引き続き地域ぐるみの対策や侵入防止柵の設置などを支援するほか、広域的な対策を講じます。

あわせて、下段の事業になりますが、捕獲された鹿、イノシシの肉の有効活用にも取り組んでまいります。

次に、61ページをお願いいたします。

新規の中山間地域における再生可能エネルギー活用推進事業です。中山間地の新たな所得確保のため、優良農地の確保に配慮しながら、売電利益の一部を地域に還元するなど、地域農業の活性化に寄与する太陽光発電施設などの導入を推進してまいります。

62ページ、63ページは省略いたします。

むらづくり課は以上でございます。

○園田農業技術課長 農業技術課でございます。

資料の64ページをお願いいたします。

上の段の協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、普及職員の現場活動、試験研究機関との連携、それから普及職員に協力する普及指導協力委員、地域農業サポーターの活動を促進するものでございます。

下の段の新品種・新技術活用型産地育成支援事業は、新しい技術を活用して強い産地をつくるための事業でございます。具体的には、「太秋」という柿がございますが、果樹研究所の研究成果をもとに、高糖度で大玉のプレミアム「太秋」の生産を実証し、ブランド力を強化するものでございます。

65ページをお願いします。

上の段の病虫害発生予察事業は、植物防疫法に基づき、適切な防除により病虫害の被害を最小限に抑えるための病虫害防除所が行う予察事業でございます。

下の段の農薬適正使用総合推進事業は、農薬の適正使用を助言する推進員への講習、農薬販売業者や生産者への周知、指導、農薬残留分析を行う事業でございます。

66ページをお願いします。

くまもとグリーン農業総合推進事業でございます。熊本の豊かな地下水と自然環境を守るため、環境に優しい「くまもとグリーン農業」を推進いたします。

特徴としましては、生産者だけではなく、消費者とか民間企業にも応援をしてもらう県民運動として展開していくところでございます。現在、生産宣言が1万2,000件、応援宣言が5,500件になっております。本年もしっかりと推進してまいり所存でございます。

農業技術課は以上でございます。

○下舞農産課長 農産課でございます。

資料67ページをお願いいたします。

経営所得安定対策推進事業でございますが、主食用米や米粉用米、飼料用米等の産地づくりと、水田フル活用を図る国の経営所得安定対策の普及・推進を図るための経費でございます。

次のページをお願いいたします。

68ページは、くまもと米トップグレード総合推進事業ということで、全国に通用するトップグレードの米の産地育成や販売促進活動、アジア諸国への米輸出に向けた取り組みを支援するものでございます。

説明欄2の(1)にありますように、昨年定めた県推奨うまい米基準に応じた米づくりを進めるため、実証地区5地区で水稻の葉色による米の品質診断や、出荷段階での区分けの方法など、農研センターも合せて検討し、技

術や体制の確立を図ってまいります。

さらに、2の(2)については、香港、シンガポール等へのこれまでの精米の輸出に加えて、昨年からはじめた玄米を輸出し、現地で精米し販売する取り組みに対する支援や販売促進活動を行ってまいります。

69ページは、くまもと大豆連携支援事業です。

水田作の主食用米以外の作物として大豆を推奨しておりますが、収量も多く、病虫害の被害も少なく、関係者の期待も大きい納豆用新品種「すずかれん」について試作展示圃を設け、生産者と実需者の連携を支援しながら産地の育成を図るものでございます。

次のページをお願いいたします。

資料70ページは、地域特産物産地づくり支援対策事業ですが、生産量全国1位の葉たばこ、同じく9位の茶を初めとした地域特産物のブランド化や、産地確立に向けた活動や施設機械整備等を支援するものでございます。

71ページでございます。

くまもと豊表価格安定対策事業でございますが、これは豊表価格の変動によるイグサ栽培農家への影響を緩和するため、豊表についての国の価格安定制度と連動いたしまして、補填率が平準化するように県で補完を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

72ページは、生産総合事業ということで、国の強い農業づくり交付金を活用いたしまして、低コスト化・高付加価値化に向けた農業施設の整備に助成を行うものでございます。

73ページをお願いいたします。

県産米粉パン産地地消促進事業は、小中学校の学校給食におきまして、県産米粉パンの利用促進と普及定着を図るため、標準の米粉パンとの価格差を助成するものでございます。本年度は、価格差全額補填を月1回から月2回にふやしまして、学校給食での週1回の米粉パンの定着を図ってまいります。

次のページをお願いいたします。

74ページの球磨焼酎等ブランド確立推進事業は、球磨焼酎の原料として地元産の米の使用を促進するため、焼酎原料米と主食用米の価格差補填などを行うものでございます。

75ページの、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業は、米を中心とした土地利用型農業の効率化を図るため、従来の枠組みを越えた広域農場のモデル育成と、地域営農組織の規模拡大等に必要な機械施設整備に対する支援を行うものです。

特に、説明欄の2、事業内容の(1)のアの低コストパイロット地区支援では、これまでの取り組みで、経営面積が約290ヘクタールとなったネットワーク大津を先行事例として、本年度は新たに3地区を加え取り組みます。

水稻生産費の5割削減を目指し、既存の組織の再編・法人化や、省力低コスト新技術の導入などを進め、農地集積対策とも連動しながら、広域営農システムの構築を図ってまいります。

76ページの、くまもとの米粉総合推進事業は、米粉用の米の生産振興から米粉商品の販売促進までを支援するとともに、米粉製造施設などの必要な施設の整備に対して助成を行うものでございます。

農産課は以上でございます。

○古場園芸課長 園芸課でございます。

77ページをお願いいたします。

次世代型ハウス環境制御システム普及体制整備事業でございます。この事業は、トマト等の施設園芸作物につきまして、単位面積当たりの収穫量を飛躍的に増加させることを目標に、温度、炭酸ガス濃度などの環境整備に必要な装備・機器の標準化と指導者の育成を行うものでございます。実証試験圃を設置し、企業を参画させながら、ICT機器・システムの改良を行ってまいります。

79ページをお願いいたします。

露地野菜生産拡大対策事業でございます。この事業は、家庭消費に加えて、需要が増加しております加工・業務用の露地野菜の生産拡大、産地化に取り組む事業でございます。機械化等による大規模栽培の実証や産地化に向けた生産販売対策を支援してまいります。

80ページをお願いいたします。

熊本産カンキツ連年安定生産出荷実証事業でございます。この事業は、温州ミカン、デコポンにつきまして、連年安定した生産出荷を実現するための対策を総合的に実施するものでございます。

温州ミカンでは、表年・裏年の生産の変動を抑えるための着花抑制剤や摘果剤の散布、糖度を上げるための排水シートの被覆に支援を行ってまいります。

また、デコポンでは、腐敗果を削減するための降雨を遮断するシート、鮮度保持資材を使った貯蔵に対し支援を行います。

81ページをお願いいたします。

園芸作物イチ押しブランド強化推進事業でございます。熊本県が産地化を進めております品目について、トップグレード品の生産量の増加、認知度の向上などの取り組みを支援するものでございます。

トルコギキョウでは、中小輪品種の高品質化、生産量が年々増加しております梨の「秋麗」、クリの「ぼろたん」につきましては、試食宣伝販売などによる消費者の認知度向上を進めてまいります。

83ページをお願いいたします。

花き新技術実践供給力強化事業でございます。この事業は、生産量日本一のカスミソウ、第2位のトルコギキョウにつきまして、農業研究センターが開発した新技術を普及することにより、計画的かつ安定的な出荷、反収の増加を目指すものでございます。産地における新技術の実践に必要なプロジェクト活

動や装置等の整備を支援してまいります。

84ページをお願いいたします。

木質バイオマス等エネルギー対策事業でございます。この事業は、施設園芸の経営安定と林地残材の有効活用の両立を図るため、燃料の低コスト安定供給、加温機の効率的な使用、燃焼灰の有効活用に至る循環システムを構築するものでございます。今年度は、加温機の導入、燃料費に対する助成、燃焼灰の回収体制の整備などを支援してまいります。

85ページをお願いいたします。

くまもと稼げる園芸産地育成対策事業でございます。園芸産地の品質・収量の向上、コストの削減に効果がある施設・機械の導入を支援する事業でございます。

園芸課は以上でございます。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

87ページをお願いいたします。

あか牛新生産システム緊急対策事業は新規事業でございます。この事業は、あか牛繁殖雌牛の増加を図るため、受精卵移植技術を活用し、乳牛のおなかにあか牛の受精卵を入れてあか牛の子牛を生産し、肥育素牛不足の解消と繁殖雌牛の増等を図るものでございます。具体的には、県農業研究センターで受精卵の製造を行い、そこでできました受精卵を乳牛に移植するというものでございます。

続きまして、88ページをお願いいたします。

優良乳用牛導入支援事業は新規事業でございます。この事業は、担い手不足や担い手の減少によります戸数の減少ですとか、猛暑の影響で乳用牛の繁殖成績の低下等から生産基盤が弱体化しているため、生乳生産量の維持・増加を図ることを目的に、能力の高い乳用雌牛群の整備を推進するものでございます。具体的には、能力の高い乳用育成牛を400頭導入し、酪農家に貸し付けるものでございます。

続きまして、89ページをお願いいたします。

家畜保健衛生所施設整備事業でございます。鳥インフルエンザなどの悪性家畜伝染病等の病原体を検査する中核的な病性鑑定施設である中央家畜保健衛生所の整備を行うもので、家畜伝染病から家畜を守るための体制を構築するものでございます。平成25年度に設計等を行いましたので、平成26年度は建築工事等を行うものでございます。

続きまして、90ページをお願いいたします。

家畜畜産物価格安定対策事業でございます。肉用子牛、肉豚及び鶏卵の価格変動によって生じる生産者の損失を補填するため、それぞれの基金造成における生産者積立金の一部を助成するものでございます。

畜産課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○荻野農村計画課長 農村計画課でございます。

主要事業について御説明させていただきます。

91ページをお願いいたします。

国営土地改良事業等につきましては、現在、川辺川地区、大野川上流地区、直轄海岸保全事業の玉名横島地区の3地区が実施中でございます。

まず、川辺川地区につきましては、本年度、国は3億円の年度予算を計上しております。川辺川地区につきましては、昨年4月の国及び県も参加する国営川辺川地区行政連絡会議において、関係6市町村がかんがい排水事業を廃止、農地造成、区画整理事業は計画変更を行っていくことで合意されており、今後は事業の収束に向けて井戸等による水源の確保や事業廃止、及び計画変更の法手続を進めていくことにしております。

また、国は、大野川上流地区に15億円、玉

名横島地区に14億円余を、それぞれ26年度予算として計上しております。

なお、大野川上流地区につきましては、熊本県と大分県、両県にまたがるかんがい事業で、大蘇ダムの漏水対策が問題となっておりますが、本県と大分県は一昨年度、本県の受益面積を現況大蘇ダムの能力の範囲内に縮小し、浸透抑制対策に係る追加負担を行わないことで合意しており、本年度予算15億円のうち本県の負担対象事業費は約7,700万であり、実際の県の負担額は250万円程度となる見込みでございます。

92ページをお願いいたします。

県営土地改良事業調査計画費でございます。これは、今後、県営事業として整備が必要な地区において、事業計画の策定や農業水利施設の機能診断、機能保全計画の策定を行うものでございます。

93ページをお願いいたします。

農業農村整備推進交付金でございます。この交付金は、市町村土地改良区などが実施いたします農業・農村整備に対する県から市町村への補助に要する経費でございます。26年度新規として、2の(1)の⑩に、地域用水環境整備型を追加しております。これは、市町村や土地改良区による農業用水を利用した、小水力発電施設の設置に対する支援でございます。

農村計画課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○池田農地整備課長 農地整備課でございます。

説明資料の94ページをお願いします。

県営かんがい排水事業費でございます。農業生産の基礎となります水利条件の整備を行い、水利用の安定と合理化及び水田の汎用化を図るものです。農業用水施設や水田の汎用化を図るための排水機場等の新設または改修、県営事業等により造成された用水路等の

基幹施設の補修など、上井手地区ほか25地区で実施することとしております。

95ページをお願いいたします。

農道整備事業費でございます。基幹的農道等を整備することにより、通作条件や農産物流通の合理化など農業経営面だけでなく、あわせて農村地域の生活環境の改善を図るものです。広域農道の整備など、阿蘇中部2期地区ほか12地区で実施することとしております。

96ページをお願いいたします。

県営経営体育成基盤整備事業費でございます。水田の区画整理や用排水路、農道等の生産基盤整備とあわせて、農地の集積に向けてソフト事業を一体的に実施することで、生産性の高い農業構造の実現を図るものです。担い手や農業生産法人等の育成及び農地集積に資する基盤整備を、南尾迫地区ほか19地区で実施することとしております。

次に、97ページをお願いします。

団体営農業農村整備事業費でございます。市町村や土地改良区が事業主体となって、農業生産の効率化を図る基盤整備や老朽化した農業水利施設の補修・更新に対して補助を行い農業経営の安定化を図るもので、玉名地区ほか51地区で実施することとしております。

98ページをお願いいたします。

農地防災事業費でございます。農用地及び農業用施設を自然災害から防護することで、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて国土及び環境の保全に資するものです。ため池の改修や湛水被害を防止するための排水機場等の新設・改修など、浦川内地区ほか18地区で実施することとしております。

農地整備課は以上でございます。

○原技術管理課長 技術管理課でございます。

99ページをお願いします。

農地情報共有化促進事業でございます。こ

れは、諸問題を解決するため、県、市町村、農業団体が農地情報を共有化するため、図面等で見える化するシステムを構築する事業でございます。

今年度から農地中間管理事業が創設されました。市町村ごとに現場での農地の出し手・借り手のマッチングを円滑にするための集積支援システムを開発いたします。また、市町村ごとの情報を地域振興局、広域本部、全県等、広域的な視点で検討できるシステムをあわせて開発いたします。

技術管理課は以上でございます。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課でございます。

8事業ありますが、中でも必要なものを5事業について御説明させていただきます。

資料の100ページをお願いいたします。

森林整備地域活動支援交付金事業でございます。これは、森林整備の基礎となります森林経営計画の作成及び施業の集約化を促進するため、森林所有者や境界の確認、森林調査等に必要な経費を支援するものでございます。現在、22の市町村に取り組んでいただいているものでございます。

102ページをお願いいたします。

新規事業の地域ブランドの森づくり推進事業でございます。これは、熊本の木材の高付加価値化の取り組みの一つといたしまして、全国唯一のヒノキの挿し木品種として、阿蘇地域一帯に植林されておりますナンゴウヒにつきまして、安定供給のための資源データベースの整備ですとか、地域の協議会活動への支援を行うものでございます。

103ページをお願いいたします。

森林環境保全整備事業でございます。これは、森林整備の基本となる事業でございます。民有林において植栽や下刈り、除間伐等の造林を行うものについて支援するものでございます。

104ページをお願いいたします。

低コスト林業実践事業でございます。これは、低コスト造林を実践することで着実な再造林を推進して、植林未済地の発生を防止するものでございます。非常に活着のいいコンテナ苗という苗を使うことによりまして、年中、時期を問わず、いつでも植林を可能にするという取り組みを進めているところでございます。今年度は、苗の通年生産体制の整備を支援することにしております。

最後、107ページをお願いいたします。

水とみどりの森づくり事業でございます。これは、水とみどりの森づくり税を財源として行っている施策でございます。

事業内容は、大きく2つございまして、針広混交林化といった森づくりのための事業、そして森づくりや木材利用に取り組む普及啓発の事業、こういった事業をやっておるものでございます。

森林整備課は以上でございます。

○江上林業振興課長 林業振興課でございます。

新規を中心に説明させていただきます。

111ページをお願いします。

林業新規就業者定着推進事業ですが、これは新規として、新規就業者の連帯感や就業意欲を高め、就業者の定着につなげる事業です。

事業内容は、セミナーや意見交換を通じた情報交換ネットワークの推進、活動状況などの情報誌を作成するものです。

続きまして、112ページをお願いします。

くまもと地産地消の家づくり推進事業です。これは、県産の木材を提供し、県産ヒノキの魅力や地産地消の大切さへの理解を深めていただくことで、県産材の需要拡大を図るものです。

県産木材を一定割合以上を使った新築やリフォームをされる施主の方、また民間が整備

する公共性の高い建物に、県産木材を提供することとしております。なお、今回新たに、県内工務店が県外に建築する県外枠を設けました。

続きまして、114ページをお願いします。

木材供給拠点地域整備事業ですが、これは新規として、林業生産機械や木質バイオマス利活用施設を整備し、県内地域を中心に林業・木材産業の再生を図るものです。

続きまして、116ページをお願いします。

木の駅プロジェクト推進事業ですが、新規として、農林家などの地域住民が未利用材の集出荷拠点となる木の駅を整備し、未利用材の利用促進、木材エネルギーの地産地消を促進するものです。

117ページをお願いいたします。

間伐材供給安定化緊急対策事業ですが、新規として、間伐材の利用を促進するため、流通経費の一部を助成するものです。

林業振興課は以上です。よろしく申し上げます。

○塩木森林保全課長 森林保全課でございます。

121ページをお願いいたします。

治山事業でございます。治山事業は、豪雨等により被災した森林の復旧工事や予防工事等を実施するものでございます。ことし県内73カ所の実施を予定しているところでございます。

次に、122ページをお願いいたします。

平成24年の熊本広域大水害地を復旧するものです。緊急治山事業に続き、治山激甚災害対策特別緊急事業で、平成27年度までの事業として集中的に復旧を行うこととしております。26年度は49カ所の実施を予定しています。緊急治山事業につきましては、今年度上期までに全て完了予定でございます。

森林保全課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○平山水産振興課長 水産振興課でございます。

主なものについて御説明申し上げます。

資料の123ページをお願いいたします。

まず、熊本産「クマモト・オイスター」生産流通推進事業でございます。これは、クマモト・オイスターを、本県を代表する新たなくまもとブランドとして確立し、その養殖を新たな産業として育成するための事業でございます。

本年度は特に、養殖技術の指導や種苗生産体制を整備し、安定生産に向けた取り組みを行ってまいります。

次に、125ページをお願いいたします。

くまもとの魚流通支援事業でございます。この事業は、PRイベントの開催やくまもと地魚マスターの活動支援により、県産水産物の認知度を向上させ販売力を強化するとともに、都市圏への県外流通やアジア圏への輸出促進を図るため、県海水産物協が行います商談や販売促進活動に対する支援を行う事業でございます。

次に、126ページをお願いいたします。

活力あるくまもと水産業づくり事業でございます。この事業は、昨年度開催いたしました全国豊かな海づくり大会を契機といたしまして、くまもと水産業の活力向上を図るため、本県水産業の振興に向けた取り組みを推進する新規事業でございます。

本年度は、水産資源の回復に向けた取り組みとして、資源管理を実践する漁業者の活動への支援や、漁家所得の向上に向けた取り組みとして、ノリ養殖の協業化や6次産業化の取り組みへの支援を行うとともに、さらに大学等と連携した新たな試験研究に取り組むこととしております。

次に、128ページをお願いいたします。

人口種苗によるアサリ資源回復技術開発事業でございます。この事業は、フラプシーと

いう海上で行います中間育成施設を活用した安定的な中間育成技術の開発と、育成した種苗を用いた効果的な放流方法の検討を行うことで、人口種苗の放流により産卵する母貝を確保することで、アサリ資源の回復を図るものでございます。

次に、129ページをお願いいたします。

さかながとれる豊かな海づくり事業でございます。この事業は、種苗放流を行う栽培漁業と資源管理型漁業を組み合わせ、放流した魚の一部を親として取り残し、資源造成型栽培漁業の実施によって水産資源の持続的な利用を図り、また資源管理漁業収入安定対策を推進することで、漁業経営の安定に資するものでございます。

最後に、130ページをお願いいたします。

漁業取締船代船建造事業でございます。これは、内海用に建造されました漁業取締船「ありあけ」にかわり、外海での運用に耐え得る漁業取締船を新たに建造し、本県水産資源の管理強化と漁業秩序の維持を図るものでございます。平成25年7月に建造に着手いたしまして、今年度9月に完工予定でございます。

水産振興課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料、引き続きまして、131ページをお願いいたします。

まず、水産環境整備事業でございます。本事業は、漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るために、覆砂や藻場造成等を行うものでございます。

本県のアサリの漁獲量は依然として厳しい状況下にありますので、干潟漁場の底質改善を図るために、引き続き有明海、八代海沿岸で覆砂を行ってまいります。

また、天草市五和町から苓北町地先に向け



まして、海藻の生育しやすい環境の創造を目的としまして、藻場造成を実施いたします。

次に、132ページをお願いいたします。

水産流通基盤整備事業でございます。本事業は、安全で安心な水産物の安定供給を図るため、その拠点となる3種漁港などにおいて、水産物の品質・衛生管理の向上、陸揚げ等の強化等に資する漁港の整備を行うものでございます。

本年度は、牛深漁港におきまして、防風柵や浮体式係船岸の整備、衛生管理対策を実施いたします。

最後に、133ページをお願いいたします。

水産生産基盤整備事業でございます。本事業は、水産資源の維持・増大や水産物の生産機能の確保を図るために、浅海における漁場、藻場、干潟等や、それらに関連する漁港施設の整備を行うものでございます。

本年度は、塩屋漁港で残土処理、護岸の整備を継続し、あわせまして浮体式係船岸の整備、泊地しゅんせつを行う予定といたしております。また、御所浦漁港におきまして、防波堤の整備などを実施いたします。

漁港漁場整備課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はありませんか。

○村上寅美委員 3ページの予算のところ、3部門あるわけね。農政と水産とそれと畜産と3つで、これを3ページに分析してあるから大体足せばわかるけど、水産のところをちょっと尋ねたいんだけど、今オイスターはわかるけど、ほかに研究は何を中心に開発、研究をしている……。

○平山水産振興課長 特に、今アサリの資源状態が非常に低下しておりますので、干潟上

における稚貝の着底促進のための施設といたしますか、カキ殻を焼き固めた着底促進の基材がございます、そういうものを各干潟に設置して稚貝の着底を促進するものと、それと中間育成施設を整備いたしまして、10ミリほどに育ったアサリを干潟に放流することで母貝を形成しようといったような研究を進めているところでございます。

○村上寅美委員 試験場の中で、試験場の中でやっているわけ。

○平山水産振興課長 試験場で、中間育成は水産研究センターのほうで実施いたしております。

○村上寅美委員 まだ試験中たいね。試験中ということ。

○平山水産振興課長 はい。でき上がった一部の種苗につきましては、天然の干潟のほうに放流いたしまして追跡調査をするようにしております。

○村上寅美委員 もう1点。ノリはどがんしよっとね、ノリに関しては。

○平山水産振興課長 ノリにつきましても、ここ2年非常に不作と、色落ちということで、漁期がだんだん短くなってきている状況でございます。秋口の水温の低下が多く出ているということ、それと年明けての珪藻類の増殖によって色落ちが出るといった問題点がございます。

水産研究センターのほうでは、適切な養殖管理のできる時期、水温の低下を見越して、養殖期間の適正な期間の提案をして、適切な漁期に収穫できるような御提案をいたしますし、一方でコスト対策といたしまして、今年度からは共乾施設、ノリの協業化のほうに力

を入れてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○村上寅美委員 協業化は実績あるの、どこか今やっている……。

○平山水産振興課長 現在、計画が、現地の協議が進行しておりますのが、県の北部のほうにございます荒尾北部漁協の地区で、共乾施設の整備に向けた協議が進んでいるところでございます。

○村上寅美委員 よかですか。やっていることはやっとなごたるばってん、オイスター初め、僕はこの前、ちょっと10日ぐらい前、長崎の試験場ば見る機会があったから見てきたんです。やっぱり新規の、今新しい試みのクエとか、これが十分成功して、2～3年うちには実行するようなところまで、人工ふ化から成長しとつとを見てきたもんだから。

だから、有明の場合に、今言ったオイスターを除いてノリとアサリ、特に私が心配したのは、クルマエビあたりの放流を、3県か4県か相当数やってきた、それがこの数年、生育状況を漁民から聞いた場合に、話にならぬぐらい成長が悪いという話を聞いているけど、この辺の手は何か考えている……。

○平山水産振興課長 クルマエビにつきましては、委員御指摘のとおり、有明海に面する4県が共同での放流といったものを、平成12年——スタートした年度をよく記憶しておりませんが、スタートしたところでございますが、当初スタートした時点では、放流したクルマエビの5%が回収できるということでスタートいたしました、その後回収率がだんだん低下してまいりまして、放流の効果が薄れてきていると。

クルマエビにつきましては、放流したエビの判別が非常に難しゅうございます、脱皮し

て殻を脱ぎ捨てるものですから印がつけられないと。近年……

○村上寅美委員 天然と……。

○平山水産振興課長 はい。近年、放流したエビのDNAを検査して、放流エビを確認することができるようになりましたので、その技術を使いまして、放流されたエビが適切に漁業者の懐に帰ってくるような放流の方法ですとかを、今研究を進めさせていただいております。

従来は、船の上から放流しておりましたが、最近では、ほかの魚に食べられないように、なぎさ線で放流したりといったような技術の変更も進めているところでございます。

○村上寅美委員 ほんなら最後です。総体的だけど、この数年が特にクルマエビ漁が悪いと漁師は言うわけ、話にならぬと。だから、天然との違いという話は今聞いたけど、要するに、放流が数年前まではそれが生育してきたという現状がある中から、現在はずっと低下してきておるわけだね。だから、その辺の要因を、いろんな問題があろうけど、全般的に有明海という段階で——私は東京湾を見てきたけど、東京湾なんか、戦後あの周辺は臭くて通れぬようなところまで汚染された東京湾が、東京湾の江戸前のすしになるようなアナゴとか、ウナギとか、セイゴとかが今とれて、またブランド化しよるといところで復活しとるわけね。

それを考えるなら、そのかわり、近隣の河川の河口は全部上下水道は完備してしまってやっていると、その効果が大だという話も聞いてきたけど、その辺を考えるならば、総体的に有明海の場合は、有明海というまあ畑が相当、数十年経過してヘドロ化しているという現状だから、例えば覆砂効果あたりもそんなに見られぬのじゃないかなと。福岡も余り

よくないというもんね、覆砂の結果はね。

だから、その辺のところを全般的に、これは梅本部長、やっぱり全般的にハード面を、海というハード面のところを、諫早湾をあけるということで漁民が一生懸命やっつるから、それはそれとしても、やっぱり有明海の底流というところの問題を研究して、そしてあれする必要があるんじゃないかといって、実はきのう、俺は東京帰りだけど、水産庁に寄ってきて、そしていろんな話をして、漁民からもいろんな話が来とるけど、まとまった話として県から上がってこぬと、熊本県の話じゃないよ。熊本県も含めて上がってこないと。

だから、これをしてくれ、あれをしてくれという個々の話はあるけど、断片的で、有明4県なら4県が揃って、例えば今言ったアサリとかクルマエビとか、そういう対策として何をやってくれというような形のまとまりがないというような話を、次長が部課長を呼んで、ほかのことで1時間ぐらい会議したんだけど、有明海は私も気になるもんだから、そういう話が出とったから、ぜひ県のほうでも、幾つかの要因のある中で、その要因を追求しながらも、有明海という環境整備を県で研究したらどうかというふうに思うんだけどな。答弁ができれば——できなきゃ要望しとく。

○梅本農林水産部長 一つ、今覆砂のお話ありがとうございましたけれども、覆砂につきましては、やはりアサリを初めとしまして非常に効果的な政策だと私たちは思っております。それで、これまでも実施してきましたし、県としてやれることということで、きちっとこれからも進めていく必要があると思っております。

それからもう一つ、有明海の再生の問題ですけれども、これは環境全体の問題、それから有明海沿岸のほかの県との関係もございま

す。一緒になって、こないだ当初予算の議会で答弁させていただきましたけれども、各県と連携をとって、国と一緒に再生を図っていく、そういったスタンスで声を上げていく、そういったことが必要だと思っております。漁業者とも連携してやっていきます。

○村上寅美委員 答弁で結構です。

○井手順雄委員 今、村上委員2点ほど重要な質問をされました。

まず、ノリの色落ち、これはことしは大不作でありまして、昨年も大変でありました。ことしも1月末からプランクトン・ユーカンピア等が発生して売り上げがほとんどなかった、来年も続けば半数ぐらいの漁業者が再建できるんだろうかというようなことしのきゅうきゅうな状況だったという中で、県はそういう事態に対して、なかなかその——じゃあ、どういった対応をするのかというのが、全然目に見えていないというのが現状であります。

それはそれで、今後頑張ってもらいたいというふうなことでありますから、その点については要望——なるだけ答えていただきたいというふうに思いますが、ノリを生産される方で、来年の海の環境はどうなるのかなど。いわゆることしのように、1月末ぐらいからまた植物性プランクトンが発生して色落ちがあるのか、ないのか、そういった研究というか、今までの何といいますか実績というか、いろんな水研センターでとられていると思います、そういった来年に向けた予測というのは。ことし種つけというか、9月か10月ぐらいには出されるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○平山水産振興課長 水温の下降の仕方あたりについては、過去からの——ブイ観測をしておりますので、水温の変化については、上

昇期、下降期についてある程度の類似面といったところの予測については、大分精度が上がってきたのかなと思っております。

ただ、今委員から御指摘がございましたプランクトン・ユウカンピア等の春先の色落ちの原因になるようなプランクトンの出現については、まだ予測できる段階には残念ながら到達しておりません。

○井手順雄委員 そういった状況であるということですが、それによって種つけ時期だとか撤去時期とか、いかに短い漁期中で効率よくノリをとるかというようなことが最も重要になってくると思うです、今期はですね。そういった意味では、水研あたりともうちょっと協議して、あらかたの予測というのも漁業者と協議しながら、9月ぐらいまでには何らかの作付方法、来期に向けたそういった指導もひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、あとエビとかなかなか少なくなったという話があります。これは、私は学者じゃありませんけれども、結局おととしの阿蘇大水害等々がありまして、河口にいろんな火山灰が滞積しました。それを除去していただいて、まだまだ残っていますけども、そういった事業をされております。

しかしながら、白川河口に100万立米からの土砂が入っています。それをおかに全然上げなし、沖に捨てる状況に今あるわけです。そうすれば、海底にそういった火山灰が何センチかずっと滞積してきた、そういった今状況にある。底生生物というか、エビとかクツゾコだとかカレイ等々が激減しているというのは、そこに私は原因があるというふうに思っておりますし、これは熊本県だけじゃなしに、福岡、佐賀、長崎もそういう状況にあるというふうに思います。

そこで、覆砂事業も重要ですが、もう一つそれとあわせてやることがあります。提案で

すけども、海底耕うんです。本来ならば、以前ならば、台風が年に何回か直撃するだとか、間近を通るとかということによって海水をまぜていただいた、まぜてよかったという状況が続いておりました。しかしながら、ここ7、8年来ていないんです、台風が。ということは、海底にたまったそういった火山灰とかヘドロ等が滞積して、そこに生物がすめなくなると、これはみんなの意見でございますし、よかならば覆砂とあわせて耕うん事業というのを、今後考えていただければありがたいなというふうに思います。

例えば、県が、予算がないよということであれば、特採あたりを出して漁民にさせるとか、そういったところまで考えて、お金がないならないなりに、そういった海底を攪拌するような事業をしていただきたいなと、これは要望で結構です。

引き続きいいですか。

○淵上陽一委員長 どうぞ。

○井手順雄委員 40ページと52ページ、担い手のほうでは6次産業推進と、52ページもくまもとの6次産業化総合対策事業と、これは具体的にどういう趣旨の6次化なんですか。これのすみ分けというか、その辺をお聞きします。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

40ページのほうで、6次産業化推進・加工施設整備支援事業というものを上げております。事業内容のところと、それから下のところに書いておりますけども、当課がやっておりますのは、県産農産物の需要拡大とさらなる高付加価値化ということで、企業参入ですね、農業参入をされた企業やそれから県産農林水産物に係る契約栽培、加工等も含めたところでございますけども、そういった企業と

の関係の中で加工に、6次産業化に進出していかれようというところの加工施設整備をされるものを対象といたしております。

○井手順雄委員 農業者とかは関係なかわけですね。いわゆる株式会社が農業をしようというふうなことで、農家と一緒に生産していきましようよという事業じゃなしに、新しい株式会社さんが、農業分野で仕事をしようと、そのときにいろんな例えばタマネギつくるとか、ピーマンつくるとかいうことを企業がするときの補助事業ということによるのでしょうか。

○國武担い手・企業参入支援課長 ここには記載しておりませんが、この際、採択する際に事業計画を出していただきます。その際に何を見ておりますかといいますと、いわゆる事業拡大とやはり高付加価値化ということで、農業参入が核ではありますけども、農業参入された参入企業と、地域から例えば契約栽培であるとか、地域の産品を集めて加工すると、そこから加工したものを例えば輸出するとか、そういった計画で波及効果が高いところを採択して事業化を支援いたしております。

○井手順雄委員 要するに、そういった企業に融資をするということで結構ですか。農業の関連したいわゆる集荷したり、それを例えば加工してその企業が出荷するという……。

○國武担い手・企業参入支援課長 はい、そうですね。

○井手順雄委員 では、こっちの52ページは。

○西山流通企画課長 52ページの6次化の部分につきましては、もともと農業者を、農業

をやっている方を主体として——主体というか、そちらを対象としてあるいは農業団体、あるいは法人さんだとか、農業者がつくる組織あたりを対象にして6次化をする場合に、ソフト・ハード面を対象としているという形になります。

○井手順雄委員 今お互いの話をお聞きしました。じゃあね、私が思うに、流通企画課の話で言えば、農業者が自分で農産物をつくって、それを加工する施設をつくるための6次化の施設をつくりますというところに補助します、片や、それを株式会社が参入して行きますと、これは一緒にすればいいじゃないですか。

例えば、農業者がそういったものを、農産物をつくってその工場に持っていきます。工場が、株式会社が搬入して、例えばカップラインだとか、薫製ラインだとか、何でもいいんじゃないですか、そういうラインをつくるのは企業ですよ。その企業というのは販売先を持つとるわけですたい。だから、その企業は農業者から高く品物を買えるじゃないですか、そのルートがあれば。それはお互いメリットがある。そういう分ける必要はないんじゃないかと私は思うんですが、そこ辺はどうお考えですか。

○濱田政策審議監 濱田でございます。

済みません、去年までこれを担当した経営局長でございます。お話しさせていただきます。

事業の経緯から言えば、委員おっしゃったように、非常にエリアのダブリというのはございます、おっしゃるとおり。我々としては、全体の担い手の企業は、参入した企業が農業だけじゃなくて、より広く活動していただいて、雇用まで生んでくれるという思いで立てた事業でありまして、後ろの流通としては、農業者の6次産業を振興するという事業

でした。

ただ、今おっしゃったようなダブりの部分もございます。連携がちょっとうまくいっていないという部分もあると思います。これは今後の課題とさせていただきたいと思っております。

○井手順雄委員 今よくわかりましたけども、いろいろ補助事業だとか、近代化資金、利子補給等々の補助制度のある区分に関しては、今までは往々にして、株式会社はだめですよと、農家が自分でつくって、自分で加工して、自分で売りさばく、ということをやらなくては、こういった補助事業はありませんですよというようなことだったんです。

しかしながら、今までそういった——考えてみられぬですか、水産にしても農家にしても、それで成功している人は何件しかない。ということはどういうことかということ、つくっても売りきらぬわけ。売り先がないわけ。すると、たたかれて、品物は高付加価値化があるんだけど、半分ぐらいの値段でしかさばけない。そらやっぱりもうからぬだったねというような、今JAあたりでもそういった加工がいろいろあります、問題が、どことは言いませんけども。

ですから、そういった株式会社をまず参入させて、農家がまずもうかって、そこで一緒にコンビを組んでそういった製品をつくっていくと、これをぜひとも推奨していただきたい。さっきおっしゃった、これが課題であるということですから、よろしく願いしたいというふうに思います。

もう一ついいですか。42ページ、経営体育成支援事業、これは市町村補助と合わせて8億3,000万というふうなことでありますが、大体何件ぐらいの対象ということをお考えでしょうか。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・

企業参入支援課でございます。

実は、先般、国に要望いたした分の配分がございまして、4月10日付で配分がございまして、4月10日付で各市町村のほうに配分いたしております。

配分額が約1億円という状況でございまして、11市町村27地区65経営体に対して配分という状況でございまして。ちなみに、昨年は第1次の配分で3億円強の配分があったんですけども、今回は1億円という配分しかいただいていないという状況でございまして。

○井手順雄委員 昨年は3億あったと、ことしは何で1億かと、その原因は何でしょう、3分の1に減った原因。

○國武担い手・企業参入支援課長 予算規模としましては昨年と変わっておりません、国の予算ですが、国の予算規模としては50億前後ということで変わっておりません。一つ原因として考えられるのは、これがポイント制ということで……

○井手順雄委員 いや、そういったことでない。去年の3億が何でことし1億になったんですかと。おたくの、県の考えでしょう、これ。だけん、まあよかたい。

○國武担い手・企業参入支援課長 市町村からの要望をそのまま国のほうに上げて、これは国のほうから100%国庫でやっている事業でございまして。国のほうからの配分が1億円だったという状況でございまして。

○井手順雄委員 こないだちょっとお聞きしたんですけど、後から説明があると思いますが、雪被害というところにいろんな補助があります。この分でこの事業が、この予算分がこっちに行ったというようなニュアンスの話がございまして、そういうことはないんで

すか。

○國武担い手・企業参入支援課長 後ほど説明いたします雪害関係と同じ予算枠ではございます。ただ、国のほうから当然雪害対策分については重ねて予算を確保するという話は聞いておりますけども、ただ予算額がまだ見えていない状況ということで、ここからはちょっと想像になりますけども、配分額を1次分を利用された可能性は高いと思います。

○井手順雄委員 それで、流用するというのはおかしいと私は思うんです。結局、この経営体育成支援事業、園芸栽培とかハウス栽培の方々は、大変使い勝手のいいこれは事業なんです。うち辺なんかはというか、熊本市の西南部地区なんていうのは、ほとんどの人が園芸で今生活されています。

そういったところの周辺の圃場の整備、水が入らないようにするとか、そういった事業をいっぱいされます。そういった要求を毎回毎回上げてあるんです。ポイントだとかなんだとかというふうなことで、新規参入のほうポイントが高いよとか、今回は大雪で予算が減らされた懸念があるというふうなことであるならば、そういった待ちに待っている人たちの事業はできないじゃないですか。

さっきから何を言いたいのかといいますと、結局そういった去年3億も予算があったならば、国に申し上げて、そのぐらいは必要ですという要望活動をやって行って、その予算確保というのをぜひとも今後やっていただきたい。そうせぬと、熊本市今回ゼロよ、採択は。

やっぱりそれじゃいかぬと私は思うんですよ。基本的に、水産はぺらぺらだけでも、農業はこぎゃん厚かつだけん、予算が。そういった意味では、やっぱり待ちに待っている農業者がいるんだから、担い手が、そこ辺は考えてもうちょっと、予算要求するときその

辺のことも譲歩しながらしていただきたいなというふうに思います。

○濱田政策審議監 済みません。今の委員の御指摘にちょっと答えさせていただきたいと思いますが、昨年も実は予算がいっぱいあってあったにもかかわらず、内示というのは小出しに国からされてきた事情がございまして、これは一つのうちの実情を要望しながら、最終的には充足率が100%近くまではいったという、そういった努力の積み重ねがございまして。ことしも、おっしゃるように、これであきらめているわけではございまして、我々としては、何遍も言っていて、最終的には満額とれるように頑張っていきたいというふうに思っております。

○井手順雄委員 お願いします。  
以上です。

○岩中伸司委員 今のにちょっと関連して聞きますが、いいですか。市町村からの要望というのは、前年と同じぐらいに上がってきたということ考えていいですか。

○國武担い手・企業参入支援課長 一次分については、同程度上がってきております。

○岩中伸司委員 そうしたら、今答弁されたとおりに、今回、当初ではこういう形だったけれども、前年度は3億と言われている内容がありますので、それに近いというか、そういう形で——もう、恐らく判断されるだろうと思いますので、頑張ってくださいと思います。

それともう一つ関連して……。非常に気になるのが企業の参入ですね。これが今ずっと数年言われてきているんですけども、私はやっぱり農業に企業が参入してというのは、今の現状の中でやむを得ないということもある

かもしれないけれども、この企業、例えば具体的な企業名はないんですが、参入する企業は農業というか、この1次産業に何らかのかわり、何らかの関心、こういうのがどれくらいあるのかなと思うんです。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

入ってこられる企業はいろいろでございます。食品関連が多いのは確かにそのとおりでございます。まさに、原材料、安定していい産物を自分たちでつくって付加価値をといるところがやはり多うございます。ただ、それ以外に、従業員の方と雇用の場の確保といった形で、地場でも建設業でやられている方とかございますし、まさにIT関係でそういった意識を持ってやられているところ、それは委員おっしゃった形で、これまでの農業とのかかわりということからすると、全くないようなところもございます。

○岩中伸司委員 そこで私がちょっと心配するのは、株式会社というのはあくまでも営利が目的なんですね。農業も確かに収益を上げて営利を上げなければいかぬけれども、基本的に農業を一生懸命やっている人は、それと違う思いもあると私は信じているんです。

単にもうかるために規模拡大せにゃいかぬということだけでなく、やっぱり農業そのものに愛着を持っているとか、そういう人たちが本当の意味で農業を支えてきたんじゃないかなと。であれば、企業なんか参入したら、もうからぬごとになったらすぐ撤退ということで、非常に私は将来心配をするんです。

きょうはほとんど触れられていないんですが、TPPも交渉が非常に行き詰まっているようなんですけども、これも2、3日前私も議会報告会をやったときに、一番心配された畜産農家の人と言われたのは、TPPのやつで押し切られたら俺たちはパーだということ

をしっかりとおっしゃったんですね。ですから、本当に金もうけだけにこの農業とか漁業とかというのは考えていっちゃいかぬなというのを、また改めて私も思ったんです。

そういう基本的な考え方で、農業振興という意味で進めていってもらいたいなというふうに思います。企業参入もちろん農業にプラスになることはいいとは思いますが、今言ったように、いざといったときすぐ撤退をしたら、後は何も残らないことになりますので、そこら辺はちゃんと考えてあると思いますからね。

○村上寅美委員 ちょっとよかね、関連で。ちょっと説明が、農業というのは農業自体じゃなくて、付加価値をつけるために、商品の加工とか物流に対して参入するわけでしょう、企業は。

○岩中伸司委員 いやいや。

○淵上陽一委員長 違います。

○村上寅美委員 農業するの。

○井手順雄委員 するする。

○村上寅美委員 農業には入るの。

○淵上陽一委員長 入ります。

○村上寅美委員 ほんなら、今言われる…

僕は、北九州の響灘に視察にいった。井手君も一緒だったね。行ってきたけど、ああいうのは、カゴメがブランド持っているわ。カゴメがブランド持って、それ行って見てたまがったけど、8ヘクタールぐらい2スパン、ハウスして、それで幾らだったかね、9億かけとった、9億。9億かけて、そ



れだけカゴメがかけて、それでいろいろ質問したけど、自分でやっとするから、それに農家が参入して、結局オープンにして販売力持っているわけね。この販売力を生かして、それで生産者につくらせて付加価値をつけるような形で……。俺がざっと計算したら反当り90万ぐらいになるわけたい、末端生産が。トマトだったろう……。

○早川英明委員 売り上げが9億、年間売り上げが9億。

○村上寅美委員 年間売り上げ9億ぐらいだった。9億ば8ヘクタールで割ってみたらそんなぐらいになるわけ、粗でね。だから、相当生産者も、普通のトマトが100万なのか200万なのか俺はわからぬけど。だから、いろんなコストを引いても、生産者が倍近く、普通の露地よりも倍近くの価格を生産者が取るってじゃなかろうかと、そういう付加価値が出てくるんじゃないかなという質問と思っと思ったら、農業自体に参入するわけ。名義はどうなるの、名義は、土地の。

○國武担い手・企業参入支援課長 多くの場合はリース、借りてなさる……。

○村上寅美委員 リースで……。買うこともできるの、それは。

○國武担い手・企業参入支援課長 出資という形で、農業生産法人をつくれれば、取得することも可能でございます。

○村上寅美委員 ほんならやられてしまう、農家は。

○岩中伸司委員 私もそぎゃん……。

○村上寅美委員 もう言わぬ。どうぞ。もう

よか。わかっとするだけ。

○濱田政策審議監 農業参入についてちょっと補足をさせていただきたいと思います。

確かに、参入する業態というか、もとの会社の形というのはばらばらでございますが、これは熊本県が最初に農業参入に取り組むときに決めた基準がございまして、やはり地域の農業なりに貢献をする、あるいは地域の担い手として活躍していただく、こういった企業を呼んでくると、そうした人しか要りませんというのを逆に決めてかかっていると思います。

ですから、物見遊山といたら語弊がありますが、利潤だけを求めて参入してくるような企業というのは、常に我が県では少ないと思っております。先ほど井手委員からも村上委員からもお話がありましたように、やはり販路、出口を持っている食品関連会社とか、あるいはここら辺で原材料としてとれた露地野菜を、加工して付加価値を上げて全国に販売していくと、そういった企業を例でいいますと、球磨にフードワークスという企業も来ています。

○井手順雄委員 ローソン。

○濱田政策審議監 ローソンは、八代でトマトを、そういった付加価値をつけて今度は販売していただいております。また、中には、耕作放棄地にわざわざ入って行って、薬草一薬草といいますか、大麦若葉ですが、そういったところで、耕作放棄地の解消にも役立ちながら、地域の雇用も生み出すという参入のあり方もあります。

こうしたものを1つずつ我々としては、県の地域農業なり、地域のためになるかというのを吟味して、マッチング、地域の農業なりJAの関係機関とのマッチングを含めて丁寧にやっているつもりでございますので、そう

いったところで企業参入というのはこれから進めていきたいというふうに思っております。

○井手順雄委員 そもそも農家だけじゃ守れない、中にやっぱり企業の方々に入っていたいて、そして販路を持った人たちにということでしょうから、しっかりとまた……。

○濱田政策審議監 そういった結果で、今のところ1社もこれまで撤退はないという状況でございますので、これは熊本県独自かなと思っております。——済みません、言い過ぎました。

○浦田祐三子委員 流れに流れて、かなり関連がずれてしまいましたけど、近いところからでは、先ほど井手委員がおっしゃった経営体育成事業の絡みで、玉名も漏れなく該当なかったんですね。とにかく、先ほどお話があったように、使い勝手もいいし、これは農家の皆さんにとっても待望のものだったというふうに思っておりますので、これから努力を積み重ねていただけるということですので、しっかりと対応をしていただきたいという私からも要望が1点。

もう1点、かなりさかのぼっていいですか、アサリの話に戻りたいと思いますけれども。私の地元・玉名でも、平成24年の九州北部の水害で、あれからがアサリはとれていないということだったんですね。同じ地域でも、長洲はとれているらしいんですね。そういう意味では、菊池川あたりの関係があるのかなと思うんですけれども、そのほかにもイガイ、いろいろ原因があるかと思えますけれども、そういった原因を究明しながら対応をいろいろ何か、例えばそれを覆いかぶせてしまつて封じ込めて対応していく、覆砂をしていくとか、そういったいろんな調査・研究をぜひしていただければなというふうに思っ

ておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、2点ほど質問をいいですか。済みません。

60ページのジビエ料理に関してちょっと。これは数年前から出てきているお話だと思いますけれども、多分なかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。経済環境委員会のときもお話が出ておりましたけれども、捕獲した鹿とかイノシシの肉ということだったんですけど、鹿が毎年何万頭でしたっけ、その場で埋設されているというふうにお話を伺いました。

もったいないなと思ったんですけども、適切なその後の処置が必要だと思うんです。処置をしないとなかなか肉としても使えないんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味では、どういうふうに今後対応されていかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課でございます。

鹿が毎年大体2万頭でしたか、1万5,000頭でしたか、大体それぐらいの頭数が捕獲されておりますけれども、そのうちにこういうジビエとして解体処理されて肉として提供されますのが、ほぼ2%ぐらいの割合でございます。

これは、まず解体処理の技術が非常に、まだ低いというのもありますけれども、解体処理の施設が、県下で今個人とか公設含めて13カ所ございます。そこで、捕獲された鹿がある意味、すぐに施設に搬入されないと価値のある肉にならないという、そういう問題もいろいろございまして、なかなかジビエの肉としての、まだ流通がきちりと確立されていない状況です。

ただ、頭数も、鹿もイノシシも毎年かなりの頭数とれておりますので、県としてはどうにかこれを地域資源として活用したいというこ

とで頑張ってきていますので、これからもそこら辺の流通含めて、きちっと整備をして進めていきたいと思っています。

以上です。

○浦田祐三子委員 済みません。私もイノシシ年なんで、イノシシを食べるのは心が痛むんですけれども、ただ本当にもったいないなというふうに思っていますので、できればいろんな地域の方々と協力をしていただいて、また庁内でも横の連携をしっかりとわかっていただいて、スムーズに、せつかく何年も前からこのジビエのお話出ていますので、熊本県産ということで、またいろんなところでお披露目ができるような形にしていいただければなというふうに思います。以上です。

もう一個、委員長、済みません。あと、44ページ、済みません。赤のブランド推進事業についてですけれども、今大体どのぐらいまで浸透しているような状況かをお尋ねいたします。

○西山流通企画課長 毎年、24年から「くまもとの赤」の認知度という調査を、だんだんに2,000サンプルでやっております。その中では、25年の末で20.3%ということで認知をしていただいております。ちなみに、同じ鹿児島黒というのが先に出て、そちらのほうがありますけれども、28.3%という形になっております。

そういう意味で、目標としては、27年に38%目標という形で進めておるところでございます。

○浦田祐三子委員 済みません。調査はどこでされているんですか。

○西山流通企画課長 これは委託をかけてやっております、調査……。

○瀧上陽一委員長 済みません。ちょっと聞き取れません。

○村上寅美委員 蚊の鳴くごたる声じゃ聞こえぬぞ。

○西山流通企画課長 委託事業でやっております。あとはちょっと……。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

昨年度まで農林水産政策課のほうで「赤」のをやっておりますして、それにつきましては電通のほうに委託しまして、アンケートをとっております。

以上でございます。

○浦田祐三子委員 済みません。これいつも思うんですけれども、「くまもとの赤」というイメージの定着には、農林水産物がメインで頑張っていたきたいんですけれども、何といいますか、農林水産物に特化をせずに、「赤」の定着もしていかなければいけないと常々思っているんですけれども、できればこれも関係課としっかり連携を、観光課とかいろいろ連携を図っていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○瀧上陽一委員長 要望ですか。

○浦田祐三子委員 要望です。

○瀧上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 100ページをよかですか。壮大な計画で期待をしたいところですが、100ページの森林所有者や境界の確認を今からされるということを書いてありますですね。森

林整備課、これは非常に問題があっていることですからいいことをされるとは思いますけども、自分の山がどこにあるか、それから相続が明治時代からできとらぬとか多種多様ですよ。それから境界、これは全く厳しいと思うですね。ノウハウはお持ちと思うんですけど、どんなやり方で進めていくかを、簡単にいいですよ、簡単に。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課でございます。

今委員御指摘のとおり、境界を確認したりするという事は非常に大変なことではございます。今重点的に取り組んでいますのは、森林組合は市町村と協議会をつくりまして、所有者の情報というのを一番持っているのは市町村でございますので、市町村と協議会をつくって、森林所有者をなるべく特定して、その方に郵送、権限の受委託とかの働きかけを行う。森林組合単独ですとなかなか、受け取った方も、公的な機関じゃないと自分の財産なのでなかなか合意してくださらないということなので、市町村と協議して、市町村からの情報をもって所有者の方に働きかけるといふ取り組みを、今やっているということでございます。

○堤泰宏委員 それで、所有者がどこにおるかわからぬのが多かでしょう。

○長崎屋森林整備課長 郵送をして大体2割ぐらいの所有者の方から宛先不明で返ってきますので、どこかに転居されているというケースが非常に多うございます。

○堤泰宏委員 転居以前に、相続がされておらぬから、真の所有者というのがわからぬと思うとですよ。それをどう解決していくかですね。

○長崎屋森林整備課長 それぞれ未相続の山というのは大変多うございます。現在は、登記簿謄本を当たって、なるべく相続権者の方を調べるまではできるんですけども、いざ誰か相続ということ働きかけても、現実的にはなかなか相続が進まないということでございます。これにつきましては、熊本県だけで問題を解決するという事でもないので、国に対して、森林の相続対策については今後国の対策を要望するところでございます。

また、我々の取り組みとしては、相続に関して相談できる方ですね、司法書士の協会になりますけれども、そういった方を御紹介するなどして、なるべく相続していただくようお願いしているというのが現状でございます。

○堤泰宏委員 それで、結局相続するにも費用がかかるわけですね。そうすると、今山の値打ちがないですから、相続人が10人、20人、30人と法的相続人ふえますよね、すると相続する人がおらぬようになる。やっぱり何か法の改正をして、幾らかのお金を相続人にやって、所有権を国とか県が継続するようにせぬと、これは進まぬと思うですね。

○長崎屋森林整備課長 まさにそういった問題もございますので、相続登記の登記料の問題とか、そういったものを国に対して現状を訴えて、何らか対策を講じていただくように働きかけているということでございます。

○堤泰宏委員 頑張ってください。

それからもういっちょ。私は南阿蘇に住んでいて、ナンゴウヒのことでちょっとこれ取り上げてもらって、大変私としてはうれしくて期待をします。

このナンゴウヒというのは、ヒノキの樹種の一つですよ。ヒノキの樹種というのは、私は恥ずかしながら余り知らぬんですけど、

大まかにこれ幾つぐらいありますか。大まかでいいですよ。

○長崎屋森林整備課長 ナンゴウヒといいますのは、いわゆる挿し木の品種でございます。挿し木ですので、クローンとしては同一、一つのクローンでございます。一般のヒノキは、スギと違いましてほとんどが実生、種でございます。したがって、ヒノキの品種と言われますと、実はほとんど種でございますので、ほとんどないということなんです。そういう意味で、ナンゴウヒは唯一のクローンでございますので、それで付加価値があるということでございます。そういう状況でございます。

○堤泰宏委員 それで、これはお願いになるんですけど、ナンゴウヒの特徴をちょっとはつきりしてもらって、せっかく取り上げてもらうなら、ナンゴウヒの特徴で売れるような環境をつくってもらいたいなと思って今質問をしましたので、よろしく頼んでおきます。

○淵上陽一委員長 要望でよろしいですか。

○堤泰宏委員 いや、特徴をおつかみであれば……。

○長崎屋森林整備課長 ナンゴウヒですけども、特徴といたしましては、まん丸、真円に近いといいますか、丸太にしたときにまん丸だということです。それと、横から見て円柱に近いということです。木は大体が円錐でございますけども、円柱に近いということでございます。まん丸な円柱でございますので、柱にしたときに柱がいっぱいとれるということでございます。

あと、強度が高いということがございます。それが木材としてのいい特徴でございますので、ブランド化できるだろうということ

でございます。

一方で、成長が遅いということもございます。したがって、100年とか、そういったぐらいに育成しないと、本当に価値が出ないということもございます。

そういった特徴を広くPRしていったって、木材として高く売って、きちっと地元で育成していただくという体制をつくっていきたいと思っております。

以上でございます。

○早川英明委員 一つだけ本田さんのところに。この農地中間管理機構のいわゆる農業公社ですけども、大体本年度から事業が始まって10年間ということになっておりますが、大変いい事業でありますけれども、本年度から始められますけれども、10年間でそれぞれの年度ごとに目標を持ってされるというふうに思いますけれども、こういう集積がなされない県内の地域もございまして、目標として熊本県全体で10年間を過ごした中で、大体どのぐらいの割合で集積を考えていらっしゃいますか。

端的に、今からですから正確にはわかりませんが、目標としてどのぐらいのことを上げていらっしゃいますか、それをちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○本田農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

今回、中間管理機構をつくり出すときに、集積の基本方針というのを県のほうでつくってございます。それは委員おっしゃいました10年間を見通した計画でございます。率でいいますと、昨年時点で集積率が55%を、10年間で80%に持っていくということでございます。

これを1年間、10年間で単純に10で割りますと、大体1年当たり2,100ヘクタールを10年続けると8割までいくというような目標に

しております。多少ぶれとかあるかと思えますけれども、基本は毎年2,100以上を何とか確保していきたいというところがございます。

○早川英明委員 よろしく願いしておきます。

○淵上陽一委員長 これは私も、農業・農村の未来の設計図になっていくというふうに思っておりますので、このことについてはしっかりと取り組んでいただければと、御要望させていただければというふうに思います。

○岩中伸司委員 61ページで、中山間地の再生可能エネルギーの事業ですが、これは予算は少ないんですけども、これまで私もずっと回ってみれば、結構あちらこちらに農地、耕作放棄地と思われるところに結構つくってあるんです。これは、これまでどれくらい進んできとるんですか。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課です。

この事業は新規事業で、これまでは農地の転用とか絡んでくる話としましては別の担当課なんですけど、25年度までに429件、農地の転用許可を得て、こういう一体ソーラーパネルといいますか、太陽光発電の設置は許可されております。

この事業につきましては、おっしゃるように、耕作放棄地などを中心に、しかも地域の農業の振興とか活性化に寄与するという、そういったのを条件とするような導入、これを応援をするというイメージでございます。

○岩中伸司委員 非常に難しい理屈づけをされとるなと思うんです。ずっと見てみたら、本来なら農地で使えそうなところに、やっぱり太陽光発電がずっとできているんですね。中には雑木がいっぱいになっている放棄地なん

かは、建設業が入ってきれいにして、それはこれなりにいいなとか、そんな思いですけども、私は本来、農地に返って、農業の振興というふうな形に使っていかにかいかなと。

現実には、担い手が少なくなって、農家の人口もどんどん減っていきよるという中で、こういう方法しかないのかなという一面がっかりもしますけども、そこら辺が非常に……。

○潮崎むらづくり課長 今、岩中委員おっしゃったことは、やっぱり農地は農地としてきちりと使うというのが、やはりこの事業を進める上でも最優先で考えています。それでも現実荒れているとか、誰も後々利用するところの人がいないとか、どうしてもこの先農地としての利用が見込めないような、そういったところをどうにか、こういうことで地域の新たな所得につながらないかなというふうな考えで進めたいと思っています。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、担当課長から報告をお願いいたします。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

資料は、別冊にて配付してございます報告資料のうち、平成25年度大雪被害に係る農業用ハウス等の再建・修繕への支援についてでございます。

表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

県の支援策であります雪害復旧緊急対策経営体育成支援事業につきまして御報告いたします。

まず、1の事業内容につきまして、大きく2本立てとしておりますけれども、(1)の再建・修繕等への助成につきましては、対象は、農産物の生産に必要な施設の再建・修繕のほか、農業用機械及び附帯施設の取得であり、スキームとしましては、国庫の10分の5に地方分としての県負担10分の2を上乗せしまして、県として10分の7を被災農業者の方に補助することとしております。

(2)の撤去への助成につきましては、対象は農産物の生産に必要な施設の撤去であり、スキームとしましては、国庫の10分の5に地方負担分10分の5を県・市町村で折半いたしまして、おのおの10分の2.5を負担し、被災農業者の方には10分の10を補助することといたしております。

また、予算額としましては、平成25年2月補正として5億6,000万円を計上させていただいておりますが、3に記載しておりますところであり、現在国に対して事業要望を行っているところであり、県予算につきましては、国からの配分確定次第必要額を再整理し、所要の予算措置を行いたいと考えております。

なお、市町村の対応につきましては、2ページをごらん願います。

荒尾市を除き、各市町村とも予算措置は平成25年度補正で対応されており、再建・修繕に係る市町村の上乗せにつきましては、10分の2を負担することとされています。

担い手・企業参入支援課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

お手元にお配りしてございます高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況等について御

報告をいたします。

1ページをお開きください。

発生状況でございますが、飼養している鶏の死亡羽数が急にふえたとの通報が、4月12日15時30分に、城南家畜保健衛生所にございまして、それを受けて家畜保健所が、当該農場に立入調査を実施いたしました。

発生地は、多良木町の飼養羽数5万6,000羽のプロイラー農家で、同じ経営者が、相良村にも同じ規模の5万6,000羽の農場も経営をしておりました。

4の検査所見でございますけれども、下の(2)にありますように、家保が簡易検査を実施したところ、20時45分に、10羽中6羽が陽性反応を呈しました。

当該農場に対しましては、その場で移動制限、部外者立入禁止、出入り口制限等を指示し、防疫措置を開始いたしました。

簡易検査で陽性反応が出ましたので、直ちに遺伝子検査を実施しましたところ、8の遺伝子検査のところに示しておりますが、4月の13日朝8時に、陽性と判明をいたしました。この時点で、鳥インフルエンザの疑似患畜となり、国の指針に基づきまして殺処分等に取りかかることとなります。

また、相良村の農場は発生はしていませんけれども、同じ管理者が行き来していたということから、この時点で相良村の農場も疑似患畜扱いとなります。

2ページをお願いいたします。

防疫措置状況ですが、殺処分につきましては、多良木町農場が4月の14日19時20分、相良村農場が3時50分に終了いたしております。このときに、自衛隊、国土交通省などの支援をいただいております。

埋却処分につきましては、農場内を埋却地とし、多良木町農場が4月15日の19時、相良村農場が4月の16日朝の7時30分に完了をし、防疫措置の終了をいたしました。

3ページをお願いいたします。

ウイルスの感染拡大を防ぐために、簡易検査陽性という結果を受けて、直ちに消毒ポイントの設置の準備を進め、13日19時までに主要国道、県道に11カ所を、さらに封じ込めの強化を図るため6カ所を追加し、全17カ所で24時間稼働の消毒ポイントを設置しております。

農場での作業と並行いたしまして、制限区域内農場の鶏の健康状況の確認、県内全養鶏農家への聞き取り調査等を実施し、異常がないことを確認いたしました。

さらに、制限区域内の農場に対しましては、毎日、異常がないかの調査を継続いたしております。

また、蔓延防止、発生防止のため、区域内農家への補強・補修用の防鳥ネットも配付をいたしております。

6の経営支援対策につきましては、金融相談窓口また中小企業向け相談窓口を設置するとともに、移動・搬出制限に伴います養鶏農家の経営支援につきましては、ただいま調査・検討を行っているところでございます。

また、今回の初動のための緊急防疫対策に必要な予算2億2,480万につきましては、4月13日付で知事専決をいただいたところでございます。

4ページから5ページにかけましては、これまでの対応について時系列的に整理をいたしております。

それから、6ページには消毒ポイントの一覧を、それから7ページには移動制限区域と搬出制限区域、及び消毒ポイントの設置場所を示す地図を掲載しております。

8ページをお願いいたします。

発生から防疫措置終了までの流れを示しております。左側が、ただいま説明をいたしました農場の防疫措置終了までの流れでございますが、殺処分、埋却、消毒が完了したのが4月16日7時30分でございます。

右側が、制限区域解除までの流れでござい

ます。現在、区域内の農家に異常が出ていないか、毎日聞き取り調査等を実施しておりますけれども、防疫措置終了後10日間を経過いたしました4月の27日に、移動制限区域内農場の清浄性確認検査に入ります。そこで、臨床検査、ウイルス分離検査などを実施いたしまして、異常なしと確認されれば、半径10キロに設定しております搬出制限区域を解除いたします。

さらに、防疫措置終了後、21日間異常がなければ、移動制限区域を解除することとなります。今のところ、5月8日午前0時を想定をいたしているところでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

疑似患畜確認後、防疫措置に対しましては、県庁内はもとより市町村、JA、建設業界、国機関、自衛隊などたくさんの方々の御協力をいただき、72時間のうちに合計4,235人の動員をいただいているところでございます。

今後、今回の鳥インフルエンザに係ります初動から防疫措置終了までの一連の対応につきましては、課題などの洗い出しを行い、熊本県鳥インフルエンザ防疫対策マニュアルの見直しにつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、別添の報告資料、豚流行性下痢の発生状況及び防疫対策について御報告をいたします。

豚流行性下痢といいますのは、口蹄疫などの法定伝染病ではなく、届け出伝染病に指定されている病気でございます。

水溶性の下痢が主な症状で、特に哺乳している子豚が、下痢による脱水症状を起こして死亡することが非常に多くなっております。

対処法といたしましては、母豚にワクチンを接種して、母乳を通じて子豚に免疫物質を与えるか、あるいは下痢を呈した豚に対しまして、水分を補給して脱水症状を抑えるなど



の方法しかない病気でございます。

昨年10月に、国内で7年ぶりに沖縄県で発生して以降全国的に感染が拡大し、本県におきましても1月に球磨地方で発生をいたしました。その後広く拡大をしております。

1の発生状況でございますが、4月22日現在、全国で33道県、363例、死亡頭数8万3,000頭、本県におきましては21例、死亡頭数2,744頭となっております。

2のこれまでの取り組みでございますが、この病気は、下痢便等に入っておりますウイルスが、人の靴や衣服等に付着して、何らかの原因で豚の口から入った場合に感染するとされています。

そこで、発生当初から、農家や関係団体に情報提供いたしまして、消毒の徹底等を注意喚起するとともに、農林水産部長を議長とする対策会議、関係団体等を参集した対策会議、それから隣接県とも打ち合わせ等を開催して、ウイルス侵入の可能性のある箇所を塞ぐ手だてを講じてまいりました。

県が備蓄していた消毒薬を全養豚農家に配付し、消毒徹底を実施するとともに、豚が集まります屠畜場、それから餌等を運ぶ運送業関係箇所等にも立入指導を実施いたしております。

今後の取り組みでございますが、国の消費・安全対策交付金の使える用途が拡充をされまして、消毒のための機具の購入などが助成対象となったことを受けまして、本県においても活用に向けて今検討中でございます。

また、ワクチンにつきましては、全国の農家の需要を国が把握をして、それをワクチンメーカーに要請するという今動いております。

2ページをお願いいたします。

上の図が、週ごとに見た発生件数をあらわしたグラフでございます。2月中旬ころに一旦沈静化したと見えましたけれども、その後関東それから東北地方を中心に拡大をしてお

ります。

下のほうが本県の発生状況でございます。4月23日現在で21例、死亡2,744頭となっております。

今後とも関係者一体で防疫対策、蔓延防止に努め、一刻も早い終息に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○淵上陽一委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 大雪被害で、荒尾市だけがまだ検討中と、荒尾市はさばけんとですかね。中身をちょっと……。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

荒尾市さんにつきましては、実は一つ、個々の事業でございまして、入作の方なものですから、一応事業費は要望いただいております。ただ、市町村の上乗せをどうするか、いわゆる再建・修繕ですね、その部分については継続して検討をされているという状況でございます。撤去については負担する、市町村の上乗せをするということで聞いております。

○岩中伸司委員 撤去についてははっきりしているけども、その後の対応がどうかというのがまだはっきりしないということですかね。

○國武担い手・企業参入支援課長 検討されているという状況でございます。

○岩中伸司委員 わかりました。

○井手順雄委員 鳥インフルエンザの質問で

すが、大変県は今回褒められまして、今出ていないと、本当、初動体制がよかったのかなと感心しておりますが、そういう中で移動制限区域、搬出制限区域に45件程度この対象のところがあると、そこについては出されぬわけですね。今後この人たちに対して、例えば5月8日に解除になった場合、その間の経営資金というのは、今回予算には計上していないというふうなことですか。どの程度かかるのかというのをまず予測として……。

○矢野畜産課長 ただいま委員のおっしゃいました移動制限区域の農家の件でございますけれども、まず移動制限区域と申しますのは、半径3キロ以内の部分でございます。それから3キロから10キロが搬出制限区域でございます。移動制限区域は、文字どおり移動をすることができない場所でございます。それから搬出は、基本的なところは、範囲内は動くことはできるけども、外に出すのが基本的に手順を踏まないとだめですよという地域でございます。

それで、移動制限区域内につきましては、主体は実はブロイラーでございます、そこは制限をかけたときとそれから制限区域が解除になる時期が、ちょうどひなの出荷時期がずれているものですから、ちょうどその間で出荷時期のものがいなかったと——いなかったというか、ちょっとそこら辺2、3日あるようでございますけども、そういうことでそこら辺のところの損害が出た場合には、そこにいろんな手当て関係を検討するというところでございます。

○井手順雄委員 それじゃあ、搬出制限区域は出してよかったですか。

○矢野畜産課長 基本的に搬出制限区域内は……

○井手順雄委員 どういう意味かな。もう一回ちょっと説明して……。移動制限は移動したらいかぬわけですね。

○矢野畜産課長 はい。

○井手順雄委員 そしたら、今度は10キロ圏内は搬出制限区域ということで、その10キロ圏内から外に出ちやいかぬわけでしょう。例えば、ブロイラーにしろ卵にしろ、そういうのは10キロから出ちやいかぬわけでしょう。それはどげんなつととですか。

○矢野畜産課長 搬出制限区域は、基本的な手順を踏めば出すこともできる場所でございます。といいますのも、きちんとした消毒設備ができる部分とか、そういったものについては出すこともできる地域、その地域内は移動はできるというところでございます。

○井手順雄委員 搬出区域の10キロのところは普通に出荷しよんなはるわけですね、要は裏を返せば。その検査をして……。

○岩中伸司委員 範囲内だけやろう。

○井手順雄委員 意味わからぬ。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

移動制限区域内は移動できないけども、搬出制限区域内では、基本的には自由にできる、中では。

○井手順雄委員 中では。

○矢野畜産課長 はい。そこから出す場合については、基本的な法律に基づいて手順を踏めば……。

○村上寅美委員 法律も何もよかたい。

○井手順雄委員 普通に出よつとでしょうと聞きよつとですたい、逆を言えば。

○淵上陽一委員長 要は、消毒をできて何か出せるとか、そういうのがあるんでしょう。

○村上寅美委員 だんだんわからぬごとによりもの。

○淵上陽一委員長 井手委員は、自由に出してよかつかいという話をされている。

○井手順雄委員 検査を受ければよ。

○矢野畜産課長 基本的には出すことができません。

○井手順雄委員 実際どうですかと聞きよるとたい。

○矢野畜産課長 鶏は出ておりませんし、卵もその範囲内の移動はしております。そこで許可を受けたものについては一部は出ています。

○井手順雄委員 では、そういう人たちが、5月8日まで何も出なかつたら解除になりますよという時点で、どれぐらいの金額がかかるんですかという意味です、要は。被害じゃないけども。それにこうむる——予測です。

○矢野畜産課長 申しわけございません。ちょっと今、積算もなんもまだ、詰める段階で、調査をする段階でございますので、数字的にはまだ詰まっております。

○井手順雄委員 行く行くは、6月補正とか9月補正でその分を積算して、あらかた補助というか、そういうのは出す予定はあるんで

すか。

○矢野畜産課長 それについては、積算を今やっておる段階でございます。

○井手順雄委員 ぜひともそこはしてもらわぬと、今度は再建という形がありますので、もしそれで断念したということがあってはならぬわけでありまして、ひとつ手厚くよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他で何かありませんか。

○堤泰宏委員 その他、一つよかですか。畜産のことですけれども、平成26年度主要事業、これに阿蘇の草原農業、いつも新聞とか、それから県のいろんなイベントで出てくるんですけども、農林水産部の予算の中にそれが全然見られないので、今からでもぜひ取り上げてもらいたいと思ひます。

といひますのが、結局T P Pの話がさつき出ましたけども、T P Pは国で決めることですから、これはどうなるかわからぬですけども、この進展いかんによっては、今までの日本型の畜産のやり方では太刀打ちができない可能性がありますね。

オーストラリアそれからアメリカにしても、非常に広大な草原を持って放牧をして牛を養うとるということをよく報道をされます。しかし、日本の国も、国土は狭いですけど、オーストラリアのようにやせ地といひますか、非常に砂漠地も多い。限られた面積しかオーストラリアあたりは草地にできないと思ひます。日本は山もありますし谷もあります。ですから、平面積は少ないけど、表面積は非常に広いわけです。ですから、草地も

利用というのを考えないと、私は今後の畜産というのは大変厳しくなると思うんです。

ですから、この予算の中に何かそういうことを——非常に問題があります、入会権とか全く動かせない草地、そういう土地がありますので、そういうこともこれは法改正でもして利用できるようにしないと、宝の持ち腐れということになると思いますので、ぜひこの予算に取り上げてもらいたいと思います。

以上です。

○淵上陽一委員長 要望でよろしいですか。

○堤泰宏委員 何か答えがあれば教えてください。

○矢野畜産課長 ただいま委員がおっしゃいましたとおり、阿蘇草原の価値については重要な課題でございます。県予算としては実はここにのせてございませんけども、たくさん事業、メニューございますので、のせてございませんけども、阿蘇草原再生事業とかいろいろ仕組んでございます。そういった資料につきましては、また委員のほうにおつなぎをしたいというふうに考えております。

○堤泰宏委員 阿蘇だけの問題じゃなくて、もっと広範にですね。熊本型モデルを全国のモデルにするぐらいの気概でやってもらいたいですね。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第2回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午後4時23分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長